

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤</p> <p>二の四 塩化ホスホルル及びこれを含有する製剤</p> <p>三 十の二（略）</p> <p>十の三 一・三ージクロプロパンニール及びこれを含有する製剤</p> <p>十一 二十六の九（略）</p> <p>二十六の十 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p> <p>二十七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二 二十八の十（略）</p> <p>二十八の十一 一（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダズリジンニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>二の三（略）</p> <p>三 十の二（略）</p> <p>十一 二十六の九（略）</p> <p>二十七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>二 二十八の十（略）</p> <p>二十八の十一 一（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダズリジンニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>

及びこれを含む製剤。ただし、一（六）クロロ一三（一）ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二％
（マイクロカプセル製剤にあつては、一二％）以下を含むもの
を除く。

二十八の十二～三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) 「二アセトキシ一（四）ジエチルアミノ）ベンジリデン」マ
ロニトリル及びこれを含む製剤

(2) |
| (101) |
| (略) |

(102) |
| P一トルエンスルホン酸二四一「三」シアノ（二）メチ
| ルフェニル）メチリデン」チオフェニ一（三H）一イリデン」

アミノオキシスルホニル」フェニル及びこれを含む製剤

(103) |
| (112) |
| (略) |

(113) |
| (E) 一ニ一（四）ターシャリーブチルフェニル）一ニ一シア
| ノ一（一・三・四）トリメチルピラゾール一五（一）イル）ビニ
| ル二・二ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフェン）

及びこれを含む製剤

(114) |
| (152) |
| (略) |

三十三～五十（略）

五十の二 二（ジメチルアミノ）エチル二メタクリレート及びこれ
を含む製剤

五十の三～五十の六（略）

及びこれを含む製剤。ただし、一（六）クロロ一三（一）ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二％
以下を含むものを除く。

二十八の十二～三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) |
| (100) |
| (略) |

(101) |
| (110) |
| (略) |

(111) |
| (149) |
| (略) |

三十三～五十（略）

五十の二～五十の五（略）

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 | 一 | ブロモ | 三 | クロロ | プロ | パン | 及び | これを含有する製
劑

八十八の四 (略)

八十九〜百九 (略)

2 (略)

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 (略)

八十九〜百九 (略)

2 (略)